# ○赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則

平成２０年９月１日

規則第５５号

（目的）

第１条　この規則は、大地震発生時の住宅の倒壊を防止し市街地及び集落地域等の減災を図るため、既存の木造住宅の耐震改修を実施する所有者に対して市が必要な助成を行い、もって公共の福祉に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　補助金　市が市以外の者に対して交付する赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金をいう。

（２）　補助事業　補助金の交付の対象となる事業をいう。

（３）　補助事業者　補助金の交付の決定を受け、補助事業を行う者をいう。

（４）　木造住宅　木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の２分の１未満のものに限る。）を含む。）をいう。

（５）　耐震診断等　次のいずれかに該当する既存の木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア　赤磐市建築物耐震診断等事業を活用して行う耐震診断

イ　「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する技術上の指針に係る認定について」（平成３１年１月１日付け国住指第３１０７号）別添１の表の（２）に規定する（一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき実施されるものであって、岡山県知事の指定する評価機関による耐震診断結果の評価を受けたもの

ウ　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条の住宅性能評価をいう。

（６）　木造住宅耐震診断員　岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第３条の規定により、岡山県知事の登録を受けた者をいう。

（７）　耐震改修工事　耐震診断等の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の全部を耐震化のために改修する工事（別表第１に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員が工事監理を行うものに限る。）をいう。

（８）　部分耐震改修工事　耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の一部を耐震化のために改修する工事（別表第２に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員が工事監理を行うものに限る。）をいう。

（９）　高齢者等　６５歳以上の方が居住している世帯、障がい者の方が居住している世帯又は収入分位２５％以下の世帯をいう。

（１０）　利子補給制度　独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

（１１）　取扱金融機関　利子補給制度を取り扱う金融機関のことをいう。

（通則）

第３条　補助金の交付については、赤磐市補助金等交付規則（平成１７年赤磐市規則第５６号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（補助金の交付）

第４条　市長は、第１条に規定する目的の達成のため、補助事業者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（補助事業の要件）

第５条　補助事業は、次の各号全ての要件に該当する木造住宅の耐震改修工事とする。

（１）　市内に存する民間のものであること。

（２）　昭和５６年５月３１日以前に工事着手されたものであること。

（３）　地上階数が２以下のものであること。

（４）　耐震診断等を受け、その診断結果が、耐震診断にあっては上部構造評点が１．０未満、住宅性能評価にあっては耐震等級が１に満たないもの

（５）　要安全確認計画記載建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条第２号及び第３号に規定する要安全確認計画記載建築物をいう。）ではないこと。

（補助金の交付制限）

第６条　補助金の交付回数は、同一の補助対象建築物については第２条第１項第７号、第８号に掲げるいずれかの工事につき１回までとし、既にこの規則による補助を受けた事業は対象としない。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象建築物が同一敷地内に複数存在する場合にあっては、当該敷地につき１回までとする。

（補助金対象経費）

第７条　補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第１及び別表第２に定めるところによる。ただし、次に掲げる経費を除くものとする。

（１）　工事の設計に係る費用

（２）　増築、リフォーム等に係る費用（耐震改修工事及び部分耐震改修工事のために施工さ

れる部分を除く。）

（補助金の交付額等）

第８条　耐震改修工事に対する補助金の額は、別表第１により算出した金額とする。ただし、耐震改修工事に要する費用について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該消費税仕入控除額は、控除するものとする。

２　前項の場合において、１，０００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第９条　補助金の交付の申請をしようとする者は、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第１０条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助事業者に補助金の交付の決定を通知するものとする。

２　市長は、前項に規定する審査を行うに当たり、耐震改修工事の内容の審査に関するものについては、別表第１及び別表第２に掲げる耐震基準との照合のため、あらかじめ所管行政庁（建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条に規定する所管行政庁をいう。）から意見を聴取するものとする。

（中間検査）

第１１条　補助事業者は、前条第１項の規定による交付の決定を受けた耐震改修工事が市長から指定された中間工程に達したときは、赤磐市木造住宅耐震改修工事中間検査申請書（様式第３号）に必要書類を添えて市長に提出し、中間検査を受けなければならない。

（事業内容の変更等）

第１２条　補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容を変更し、若しくは中止し、又は廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める様式に必要書類を添えて速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（１）　補助金の交付の決定の額に変更が生じるとき　赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更申請書（様式第４号）

（２）　補助金の交付の決定の額に変更が生じないとき　赤磐市木造住宅耐震改修事業の変更承認申請書（様式第５号）

（３）　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき　赤磐市木造住宅耐震改修事業の中止（廃止）承認申請書（様式第６号）

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請が適当であると認めたときは、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更決定通知書（様式第７号）、又は赤磐市木造住宅耐震改修事業の変更・中止（廃止）承認書（様式第８号）により補助事業者にその旨を通知するものとする。

（竣工検査）

第１３条　補助事業者は、耐震改修工事が竣工したときは、赤磐市木造住宅耐震改修工事竣工届（様式第９号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による届出の提出があったときは、耐震改修工事の竣工検査を実施するものとする。

（実績報告）

第１４条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して２０日以内に赤磐市木造住宅耐震改修事業実績報告書（様式第１０号）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１５条　市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて実地の調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金確定通知書（様式第１１号）により補助事業者にその旨を通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第１６条　補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付請求書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

（代理受領）

第１７条　補助事業者は、補助金の受領を、当該補助事業を施工した業者（以下「耐震事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

２　代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請するとき、第９条に規定する書類に加えて、赤磐市木造住宅耐震改修事業代理受領予定届出書（様式第１３号）を添付して市長に提出しなければならない。

３　代理受領の中止を行うときは、実績報告書を提出する前までに、赤磐市木造住宅耐震改修事業代理受領予定届出取下書（様式第１４号）を市長に提出しなければならない。

４　代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助事業が完了したときは、赤磐市木造住宅耐震改修事業実績報告書（様式第１０号）に、次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

（１）　事業実績調書（様式第１０号別紙１）

（２）　補助事業に要した事業費に係る請求書の写し及び当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

（３）　赤磐市木造住宅耐震改修事業代理受領内訳報告書（様式第１５号）

５　代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付請求書（様式第１２号）に加えて、赤磐市木造住宅耐震改修事業代理受領に係る委任状（様式第１６号）を添付して市長に提出しなければならない。

（利子補給制度の利用対象証明書発行申請）

第１８条　利子補給制度を利用する場合は、交付の申請に併せて、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第１７号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（申請者用）（様式第１８号）及び【リ・バース】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（金融機関提出用）（様式第１９号）をもって当該申請者に証明するものとする。

（利子補給制度の証明取消し）

第１９条　市長は、前条に規定する証明後に、第１２条第２項に規定する赤磐市木造住宅耐震改修事業の変更・中止（廃止）承認書（申請の区分が中止（廃止）に該当するものに限る。）の通知を行う場合は、前条で規定する証明の取消しを行うものとし、耐震改修利子補給制度利用対象証明取消通知書（様式第２０号）をもって補助事業者に通知するものとする。

２　申請者は、前項の通知をうけたことについて、取扱金融機関に連絡しなければならない。

３　申請者は、利子補給制度を辞退又は審査落ちした場合は、辞退又は審査落ちした旨の発行を取扱金融機関に依頼し、第１２条第１項に規定する書類にこれを添付して市長に提出しなければならない。

４　市長は、前項に規定する申請があったときは、第１２条第２項に規定する通知を行うものとする。

（公表）

第２０条　市長は、補助事業に係る耐震改修工事の実施結果について公表するものとする。

２　前項に規定する公表の方法は、市長が別に定める。

（取引上の開示義務）

第２１条　補助事業を実施した木造住宅の所有者は、当該木造住宅を譲渡し、又は貸与しようとするときは、譲受人又は賃借人に、耐震改修工事の結果に関する情報を開示しなければならない。

（その他）

第２２条　この規則に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２０年９月１日から施行し、平成２０年度分補助金から適用する。

附　則（平成２１年８月１日規則第５０号）

この規則は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則（平成２２年８月１０日規則第３６号）

この規則は、平成２２年８月１０日から施行し、平成２２年度分補助金から適用する。

附　則（平成２３年３月２５日規則第８号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月１８日規則第２７号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年５月２３日規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２６年度分の補助金から適用する。

附　則（平成２８年３月２９日規則第３５号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年６月１日規則第２３号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の赤磐市木造住宅物耐改修事業費補助金交付規則の規定は、平成２９年４月１日以後に申請された補助金について適用する。

附　則（平成３０年１１月１４日規則第４１号）

この規則は、平成３０年１１月１４日から施行する。

附　則（令和元年１０月９日規則第３２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日規則第２１号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条、第５条、第７条、第８条、第１０条関係）

| 既存木造住宅の性能 | | | 耐震基準 | 補助対象経費 | 補助率等 | 補助金交付限度額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 耐震改修工事 | 耐震診断 | 上部構造評点が１．０未満の | 上部構造評点が１．０以上 | 耐震改修工事に要する費用 | 補助対象経費の５分の４（利子補給制度を利用する耐 | 一住宅につき１，０００千円（利子補給制度を利用する耐 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | もの | | | 震改修工事にあっては５分の２）。 | 震改修工事にあっては５００千円）を上限とする。 |
| | 既存住宅性能評価 | 耐震等級が１に満たないもの | 耐震等級が１以上 | | | |

別表第２（第２条、第５条、第７条、第８条、第１０条関係）

| 既存木造住宅の性能 | | | 耐震基準 | 補助対象経費 | 補助率等 | 補助金交付限度額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 部分耐震改修工事 | 耐震診断 | 上部構造評点が１．０未満のもの | 岡山県が定める技術基準における「部分耐震性能」を有すること | 部分耐震改修工事に要する費用（ただし一階で寝室を含む１箇所までとする。） | 補助対象経費の２分の１（高齢者等にあっては５分の４）。 | 一住宅につき８００千円を上限とする。 |

様式第１号(第９条関係)

# 赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

申請人　住所

氏名　　印

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第９条の規定により、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、当該補助事業に係る耐震改修の結果については、同規則第２０条に規定する公表に同意し、公表に関する異議又は不服の申し立ては一切しないことを確約します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業区分 | | □耐震改修工事<br>□部分耐震改修工事 | |
| 既存住宅の概要 | 所有者 | 住所　〒<br>氏名　　TEL(　　)　　― | |
| | 所在地 | 赤磐市 | |
| | 規模等 | 地上：　　階　・　地下：　　階<br>建築面積：　　$m^2$　・　延床面積：　　$m^2$ | |
| | 建築年月日 | 年　　月　　日（着工・新築・増築・登記） | |
| 補助事業に要する事業費 | | 円 | |
| 補助対象金額 | | | |
| 補助金申請額 | | 円 | |
| 補助事業の着手年月日及び完了年月日(予定) | | 着手　　年　　月　　日<br>完了　　年　　月　　日 | |
| 利子補給制度利用の有無【リ・バース６０】 | | □有　　□無 | |
| 仕入れに係る消費税額の控除対象事業者 | | □該当する　・　　□該当しない | |
| 添付書類 | | １　事業計画書(別紙１) | 確認欄 |
| | | ２　耐震診断及び補強計画の報告書・診断評価書の写し一式 | １　□<br>２　□ |
| | | ３　既存住宅の工事着手の時期を証する書類 | ３　□ |
| | | ４　既存住宅の所有権を証する書類 | ４　□ |
| | | ５　耐震改修工事の実施に係る利害関係者の同意書 | ５　□<br>６　□ |
| | | ６　所得証明書又は課税証明書(所有者全員分) | ７　□ |
| | | ７　住民票(世帯全員の記載があるもの) | ８　□ |
| | | ８　既存住宅の付近見取図、外観写真 | ９　□ |
| | | ９　耐震改修工事の見積書、計画図、工程表等 | １０　□ |
| | | １０　耐震改修事業代理受領予定届出書(様式第１３号)(代理受領の場合のみ) | １１　□ |
| | | １１　高齢者又は障がい者若しくは低所得者が属する世帯であることが確認できる書類 | １２　□ |
| | | １２　その他市長が必要と認める書類 | |
| 備考(記入不要) | | | |

別紙１

事業計画書

| | |
|---|---|
| 申請者の氏名 | |
| 既存住宅の所在地 | 赤磐市 |
| 既存住宅の床面積 | 延床面積　　：　　$m^2$<br>うち店舗等の面積：　　$m^2$(割合：　　%) |
| 耐震補強の方法 | 工法： |
| 耐震性能の評価手法 | □　耐震診断　　□　既存住宅性能評価 |
| 既存住宅の耐震性能 | 上部構造評点： |
| 目標の耐震性能 | 上部構造評点： |
| 耐震基準 | □　上部構造評点が１．０以上　　□　耐震等級が１以上 |
| ① 補助事業に要する事業費 | 円 |
| ② 補助対象金額 | 円 |
| ③ 補助金基礎額 | 円 |
| ④ 補助金申請額 | 円 |

①　補助事業に要する事業費は、耐震改修工事について請負契約する契約予定額（見積額）

②　補助対象金額は、第８条に規定する補助対象金額の合計額とする。（千円未満切り捨て）

③　補助金基礎額は、補助対象金額に５分の４又は２分の１を乗じて得た額(千円未満切り捨て)

④　補助金申請額は、補助金基礎額とする。ただし耐震改修工事は１００万円、利子補給制度を利用する場合は５０万円、部分耐震改修工事は８０万円を上限とする。

⑤　変更の場合は、記載事項を変更する欄の上段に前回の内容を括弧書きで記入し、下段に変更の内容を記入すること。

別紙２

配置図

既存建築物名称：

※縮尺１／２００程度・Ａ３サイズ（又はその他の縮尺・サイズのものをＡ４折り）

※道路幅員、道路中心線、建築物の配置がわかる道路境界からの距離、道路関係立面図（断面図）が対応する位置を必ず明示すること。

道路関係立面図（断面図）

既存建築物名称：

※縮尺１／２００程度・Ａ３（又はその他の縮尺・サイズのものをＡ４折り）

※道路幅員、道路中心線、道路境界から建築物までの距離、建築物の最高の高さを明示すること。

※耐震改修促進法第１４条第３号で定める建築物に該当するか否かを判断できるように、以下に示す地点から建築物の方向へ４５度の角度で見上げて伸ばした直線、及びこの直線と建築物の外壁線とが交わる点の高さを明示すること。

・前面道路の幅員が１２ｍ以下の場合　→　道路境界線から道路方向に６ｍの地点

・前面道路の幅員が１２ｍを超える場合　→　道路境界線から道路方向に、道路幅員の１／２の距離の地点

様式第2号(第10条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付決定通知書

第　　号

申請人
住所
氏名　　様

年　　月　　日付けで申請のあった赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金の交付については、次のとおり決定したので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第10条第1項の規定により通知します。

年　　月　　日

赤磐市長

| | |
|---|---|
| 補助年度 | 年度 |
| 補助金の名称 | |
| 補助事業の名称 | |
| 補助事業の経費所要額 | 円 |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
| 交付の予定時期 | |
| 交付の条件 | 1　補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分は、年　　月　　日付け申請書記載のとおりとする。<br>2　補助事業の内容又は経費の配分等の変更をするときは、市長の承認を受けること。<br>3　補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。<br>4　補助事業が予定の期間内に完成しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告しその指示を受けること。<br>5　耐震改修工事が中間工程に達したときは、同規則第11条の規定により中間検査を受けること。<br>6　補助事業の耐震改修の結果については、公表するものであることを申し添える。 |

注　上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第3号(第11条関係)

# 赤磐市木造住宅耐震改修工事中間検査申請書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

補助事業者　住所

氏名　　㊞

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった赤磐市木造住宅耐震改修事業に係る耐震改修工事の中間工程を終えましたので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり中間検査を申請します。

| | |
|---|---|
| 工事場所の所在地 | 赤磐市 |
| 中間工程の工事概要 | |
| 中間工程工事終了年月日 | 年　　月　　日 |
| 中間検査希望年月日 | 年　　月　　日 |
| 工事管理者 | 事務所名：<br>氏名　　：<br>資格　　：<br>電話番号： |
| 工事施工者 | 事業所名：<br>担当者名：<br>電話番号： |

注　中間工程までの工事内容及び成果が確認できる資料を添付すること。

様式第4号(第12条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更申請書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

申請人　住所

氏名　　㊞

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった標記事業については、今般下記のとおり事業内容を変更したいので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第12条第1項第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1　変更の内容

2　変更の具体的理由

3　補助金の額　　交付決定額　　円
　　交付変更申請額　　円
　　差引増減額　　円

4　事業完了期日(予定)　　年　　月　　日

5　添付書類
(1)　変更の事業計画書(別紙1)
(2)　変更の工事内訳書及び図面
(3)　その他内容の確認に必要な資料

様式第5号(第12条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業の変更承認申請書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

申請人　住所

氏名　　㊞

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった標記事業については、今般下記のとおり事業内容を変更したいので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第12条第1項第2号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1　変更の内容

2　変更の具体的理由

3　事業完了期日　　年　　月　　日

4　添付書類

(1)　変更の図面

(2)　その他内容の確認に必要な資料

様式第6号(第12条関係)

# 赤磐市木造住宅耐震改修事業の中止(廃止)承認申請書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

申請人　住所

氏名　　㊞

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった標記事業については、今般下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第12条第1項第3号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1　補助金の名称

2　補助金の交付決定年月日　　年　　月　　日

3　補助金の交付決定額　　円

4　中止(廃止)の具体的理由

5　添付書類

(1)　中止(廃止)に至るまでの経緯を明らかにした書類

(2)　その他理由等の説明に必要な資料

様式第7号(第12条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更決定通知書

第　　号

申請人
住所
氏名　　様

年　月　日付け　第　　号で通知した赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金の交付の決定については、次のとおり当該決定の額及びその内容を変更したので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第12条第2項の規定により通知します。

年　月　日

赤磐市長

| | | |
|---|---|---|
| 補助年度 | 年度 | |
| 補助金の名称 | | |
| 補助事業の名称 | | |
| 補助事業の経費所要額 | 前回決定額 | 円 |
| | 変更増減額 | 円 |
| | 変更決定額 | 円 |
| 補助金の交付決定額 | 前回決定額 | 円 |
| | 変更増減額 | 円 |
| | 変更決定額 | 円 |
| 交付の条件 | 1　変更に係る補助事業の内容は、　年　月　日付け変更申請書記載のとおりとする。<br>2　変更に係る補助事業に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。<br>3　事業完了期日を　年　月　日までとする。 | |

様式第８号(第１２条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業の変更・中止（廃止）承認書

第　　号

申請人
住所
氏名　　様

年　月　日付けで申請のあった標記事業の変更・中止（廃止）については、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第１２条第２項の規定により承認します。

年　月　日

赤磐市長

| | |
|---|---|
| 補助年度 | 年度 |
| 補助事業の名称 | |
| 申請の区分 | 変更　・　中止　・　廃止 |
| 承認の条件 | |

様式第9号(第13条関係)

# 赤磐市木造住宅耐震改修工事竣工届

年　　月　　日

赤磐市長　　様

補助事業者　住所
氏名　　㊞

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった赤磐市木造住宅耐震改修事業に係る耐震改修工事が竣工しましたので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|---|---|
| 工事場所の所在地 | 赤磐市 |
| 竣工年月日 | 年　　月　　日 |
| 竣工検査希望年月日 | 年　　月　　日 |
| 工事管理者 | 事務所名：<br>氏名　　：<br>資格　　：<br>電話番号： |
| 工事施工者 | 事業所名：<br>担当者名：<br>電話番号： |

注1　工事完成図書(改修後の耐震診断結果、図面、工事写真等)を添付すること。
　2　工事写真(着手前及び工事中)を添付すること。

様式第１０号(第１４条関係)

# 赤磐市木造住宅耐震改修事業実績報告書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

補助事業者　住所

氏名　　㊞

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった赤磐市木造住宅耐震改修事業が完了しましたので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第１４条の規定により、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>事業区分<br>（※該当にレ）</td><td colspan="2">□　耐震改修工事<br>□　部分耐震改修工事</td></tr>
<tr><td>補助金の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>補助事業の施行場所</td><td colspan="2">赤磐市</td></tr>
<tr><td>補助事業の着手年月日及び完了年月日</td><td colspan="2">着手　　年　　月　　日<br>完了　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>補助金の受領</td><td colspan="2">□事業者（所有者）が受領　　□施行者が代理受領</td></tr>
<tr><td rowspan="3">補助事業の経費所要額及び経費精算額</td><td>経費所要額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>経費精算額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>差引増減額</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">補助金の交付決定額及び精算額</td><td>交付決定額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>精　算　額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>差引増減額</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">添付書類</td><td colspan="2">１　事業実績調書(別紙１)<br>２　工事契約書の写し<br>３　領収書の写し<br>４　赤磐市木造住宅耐震改修費補助金代理受領内訳報告書（様式第１５号）（代理受領の場合のみ）</td></tr>
<tr><td>確認欄<br>１　□<br>２　□<br>３　□</td></tr>
<tr><td>備考　※記入不要</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別紙１

# 事業実績調書

| | |
|---|---|
| 補助事業者の氏名 | |
| 既存住宅の所在地 | 赤磐市 |
| 既存住宅の床面積 | 延床面積　　：　　$m^2$<br>うち店舗等の面積：　　$m^2$(割合：　　%) |
| 耐震補強の方法 | 工法： |
| 耐震性能の評価手法 | □　耐震診断　　□　既存住宅性能評価 |
| 既存住宅の耐震性能 | 上部構造評点： |
| 改修後の耐震性能 | 上部構造評点： |
| 耐震基準 | □　上部構造評点が１．０以上　□　耐震等級が１以上 |
| ① 補助事業に要する事業費 | 円 |
| ② 補助対象金額 | 円 |
| ③ 補助金基礎額 | 円 |
| ④ 補助金額 | 円 |
| ⑤ 申請者負担額(③－④) | 円 |

①　補助事業に要する事業費は、耐震改修工事について請負契約した契約額。

②　補助対象金額は、第８条に規定する補助対象経費の合計額(千円未満切り捨て)。

③　補助金基礎額は、②の補助対象金額に５分の４又は２分の１を乗じて得た額(千円未満切り捨て)。

④　補助金額は、③の補助金基礎額とする。ただし、耐震改修工事は１００万円、利子補給制度を利用した場合は５０万円、部分耐震改修工事は８０万円を上限とする。

様式第１１号(第１５条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金確定通知書

第　　号

補助事業者
住所
氏名　　様

年　　月　　日付けで実績報告のあった赤磐市木造住宅耐震改修事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第１５条の規定により通知します。

年　　月　　日

赤磐市長

| | | |
|---|---|---|
| 補助年度 | 年度 | |
| 補助金の名称 | | |
| 補助事業の名称 | | |
| 補助事業の施行場所 | 赤磐市 | |
| 補助金の交付決定の内容 | 年　月　日 | 年　　月　　日 |
| | 番　　号 | 第　　号 |
| | 交付決定額　① | 円 |
| 利子補給制度利用の有無 | □有 | □無 |
| 補助対象金額 | 円 | |
| 補助金の交付確定額② | 円 | |
| 差額　①－② | 円 | |

様式第１２号(第１６条関係)

# 赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付請求書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

補助事業者　住所

氏名　　㊞

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第１６条第２項の規定により、次のとおり請求します。

| | |
|---|---|
| 補助年度 | 年度 |
| 補助金等の名称 | |
| 補助金交付確定額 | 円 |
| 補助金請求額 | 円 |
| 添付書類 | 補助金確定通知書の写し |

振込口座

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関名 | 銀行<br>金庫<br>組合 | | | 支店 | | | |
| 口座の種類 | 当座　・　普通預金 | | | | | | |
| 記号番号<br>(ゆうちょ銀行の場合) | | | | | | | |
| 口座番号 | | | | | | | |
| 口座名義人 | (フリガナ) | | | | | | |
| | | | | | | | |

※代理受領の場合は、委任先の口座情報を記入すること。

様式第１３号(第１７条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業代理受領予定届出書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

申請人　住所

氏名　　㊞

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第１７条第２項の規定により、下記の補助事業における補助金の受領について、下記の耐震改修事業者に委任する予定であることを届け出ます。

記

補助事業の内容

| | |
|---|---|
| 事業名 | |
| 補助対象木造住宅所在地 | 赤磐市 |
| 補助事業に要する事業費 | 円 |
| 補助金申請額 | 円 |

施工業者（受任予定者）

上記権限の委任を受けることを予定しています。

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| 法人名 | |
| 代表者職氏名 | ㊞ |

様式第１４号(第１７条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業代理受領予定届出取下書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

申請人　住所

氏名　　㊞

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第１７条第３項の規定により、下記の補助事業において届出した代理受領の予定届出書について、下記の理由により取下げます。

記

補助事業の内容

| | |
|---|---|
| 事業名 | |
| 補助対象木造住宅所在地 | 赤磐市 |
| 補助事業に要する事業費 | 円 |
| 補助金申請額 | 円 |
| 取下げ理由 | |

様式第１５号(第１７条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業代理受領内訳報告書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

住所

氏名　　㊞

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第１７条第４項の規定により、下記の補助事業に要した事業費から補助金額を差し引いた金額について、下記の施工業者に支払ったことを報告します。

補助事業の内容

| | |
|---|---|
| 事業名 | |
| 補助対象木造住宅所在地 | 赤磐市 |
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 補助対象経費 | 円 |
| 耐震改修工事の施工業者に支払った金額（差引金額） | 円 |

施工業者（受任予定者）

上記、差引金額を受領しました。

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| 法人名 | |
| 代表者職氏名 | ㊞ |
| 受領年月日 | 年　　月　　日 |

様式第１６号(第１７条関係)

赤磐市木造住宅耐震改修事業代理受領に係る委任状

年　　月　　日

赤磐市長　　様

住所

氏名　　㊞

赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第１７条第５項の規定により、下記の補助事業における補助金の受領について、下記の施工業者に委任します。

補助事業の内容

| | |
|---|---|
| 事業名 | |
| 補助対象木造住宅所在地 | 赤磐市 |
| 補助金交付確定年月日 | 年　　月　　日 |
| 補助金の確定額 | 円 |

施工業者（受任予定者）

上記権限の委任を受けることを承諾します。

| | |
|---|---|
| 住所 | |
| 法人名 | |
| 代表者職氏名 | ㊞ |

様式第１７号（第１８条関係）

年　　月　　日

（提出先）
赤磐市長

# 【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書

【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度を利用するため、「【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書」の発行を申請します。

※太枠内をご記入ください。

| | | |
|---|---|---|
| 申請者<br>（【リ・バース６０】のお申込人）<br><br>※【リ・バース６０】のお申込人が２人の場合は、補助申請者の方がご記入ください。 | 氏名<br>（補助申請者） | フリガナ |
| | 住所 | 〒（　　―　　） |
| | TEL | |
| 改修する住宅の所在地<br>（地名地番） | | |
| 補助事業等名 | | 赤磐市木造住宅耐震改修事業 |

※内容を確認の上、該当箇所にチェックをご記入ください。

| | |
|---|---|
| 誓約事項 | |
| □ | 【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度を利用するに当たって、上記補助事業等の利用条件を満たしていることを誓約します。<br>現時点で合致していない要件につきましては、補助申請時に満たすことを誓約します。 |
| 提出書類（いずれかにチェック） | |
| □ | 本申請書提出時点で、補助申請書類は提出済みです。 |
| □ | 本申請書提出時点では、補助申請書類を提出していないため、本申請書の提出と合わせて、補助対象であることを証明する資料（補助申請書類）を提出します。<br>ただし、現時点では提出（取得）できない書類については、補助申請時に提出します。 |
| 承諾事項 | |
| □ | 次の①から③までの全ての事項について承諾します。 |
| ① | 補助事業等の対象とならない場合、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。 |
| ② | 【リ・バース６０】の要件に合致しない場合、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。<br>【リ・バース６０】取扱金融機関の審査の結果、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の利用ができないことがあること。 |
| ③ | 本申請に関する情報（申請者及び補助申請者の情報を含む。）は、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。 |

（Ａ４）

様式第１８号（第１８条関係）

申請者用

# 【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書

（融資申込者）

様

赤磐市長

年　月　日に提出された「【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書」による申請につきまして、次のとおり【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発行日 | 年　月　日 | 発行番号 | |
| 改修する住宅の所在地<br>（地名地番） | | | |
| 耐震改修工事費 | 円 | | |
| 補助事業等名 | 赤磐市木造住宅耐震改修事業 | | |
| 補助事業交付決定額 | 円 | | |
| 連絡事項 | ①　本証明書の金融機関提出用は【リ・バース６０】のご契約時までに取扱金融機関にご提出ください。ご提出されない場合、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。 | | |
| | ②　本証明書の発行後、上記補助事業等の対象とならなくなった場合、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の利用ができません。また。その旨を取扱金融機関にご連絡ください。 | | |
| | ③　本証明書の発行後、【リ・バース６０】の融資を受けなくなった場合又は【リ・バース６０】の融資が不承認となった場合は、速やかに（地方公共団体）までご連絡ください。 | | |

対象となる取扱金融機関が限定されていますので、ご利用に当たっては、機構ＨＰにて確認してください。

（Ａ４）

様式第１９号（第１８条関係）

金融機関提出用

# 【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書

（融資申込者）

様

赤磐市長

年　　月　　日に提出された「【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書」による申請につきまして、次のとおり【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 発行日 | 年　　月　　日 | 発行番号 | |
| 改修する住宅の所在地<br>（地名地番） | | | |
| 耐震改修工事費 | 円 | | |
| 補助事業等名 | 赤磐市木造住宅耐震改修事業 | | |
| 補助金交付決定額 | 円 | | |
| 連絡事項<br>（融資申込者向け） | ①　本証明書の金融機関提出用は、【リ・バース６０】のご契約時までに取扱金融機関にご提出ください。ご提出されない場合、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。 | | |
| 連絡事項<br>（金融機関向け） | ②　本証明書の発行後、上記補助事業等の対象とならなくなった場合、【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の利用ができません。お客さまからその旨の連絡があった場合は、速やかに住宅金融支援機構にご連絡ください。 | | |
| | ③　本証明書の発行後、【リ・バース６０】の融資をお客さまが辞退された場合又は【リ・バース６０】の融資が不承認となった場合は、その旨の通知を申込者に対して発行いただき、速やかに住宅金融支援機構にご連絡ください。 | | |

| 金融機関使用欄 | |
|---|---|
| 受付欄 | 備考 |
| | |

（Ａ４）

様式第２０号（第１９条関係）

赤磐市木造住宅耐震改修事業
耐震改修利子補給制度利用対象証明取消通知書

第　　号
年　　月　　日

（融資申込者）

様

赤磐市長

次の建築物の【リ・バース６０】耐震改修利子補給制度の利用対象となる証明について、次の理由により、赤磐市木造住宅耐震改修事業費補助金交付規則第１９条第１項の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので、通知します。

１　取消を行う証明内容

| | | | |
|---|---|---|---|
| 証明書発行日 | 年　　月　　日 | 発行番号 | |
| 改修する住宅の所在地 | | | |

２　取消理由

| | |
|---|---|
| 取消理由 | |

様式第１号（第９条関係）

様式第２号（第１０条関係）

様式第３号（第１１条関係）

様式第４号（第１２条関係）

様式第５号（第１２条関係）

様式第６号（第１２条関係）

様式第７号（第１２条関係）

様式第８号（第１２条関係）

様式第９号（第１３条関係）

様式第１０号（第１４条関係）

様式第１１号（第１５条関係）

様式第１２号（第１６条関係）

様式第１３号（第１７条関係）

様式第１４号（第１７条関係）

様式第１５号（第１７条関係）

様式第１６号（第１７条関係）

様式第１７号（第１８条関係）

様式第１８号（第１８条関係）

様式第１９号（第１８条関係）

様式第２０号（第１９条関係）